

平成 29 年 6 月 1 日

神奈川県知事 黒岩祐治様

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
代表 光増 昌久

津久井やまゆり園入所者の地域生活移行に向けた意思確認と
新しい施設の機能についての提言

神奈川県は平成 29 年 1 月 10 日障害者団体等への「津久井やまゆり園再生基本構想」に関するヒアリングをおこないました。この基本構想は、やまゆり園を運営している法人と、家族の要望を受けてつくられたものでしたが、多くの団体から入所者本人の意向を確認しないまま再建計画がつけられていることに対する反対の意見が出されました。

1 月 26 日には、『津久井やまゆり園事件を考える』追悼集会を神奈川県の団体を中心として開催し、全国から 300 名が集まり、事件後の神奈川県の方向性に対する関心の高さを示すものとなりました。集会においてアピール文を採択し、集会後に神奈川県庁に提出いたしました。

1. 再建にあたって、入所施設の機能について、十分な検討をおこなうこと。

神奈川県は 2 月に入所者家族への説明会をおこなっており、報道によると、参加した親から「障害の重い子を持つ親は地域密着の『地』の字も出ないと思う」という意見があったこと、家族会の会長は「決してグループホームを否定するのではなく、地域で暮らせないからここにいる人もいることを分かってほしい」と述べたことが報じられています。さらに報道によると、家族からの意見に対して県は「全体的にこの地での再生を望む声が大きいと受け止めた。今後、家族の意見も反映させたい」と述べたと報じられています。

私たちは、「地域で暮らせないからここ（入所施設）にいる人もいる」という家族からの訴えに対して、神奈川県がやるべきことは、「障害者が暮らせる地域」に変えるためのしくみをつくることではないかと考えます。

障害のある人たちが暮らせる環境が地域に整っていないために、入所施設にいる必要性がなくなっても長期に滞留することになり、社会的入所と呼ぶべき状況が起きていることこそが、大きな課題ではないでしょうか。

現実的には、今回の事件で生活の場を失った人たちのために入所施設再建が必要であるとしても、入所施設が今後、どのような目的を果たすのか、そのために適切な場所や規模や機能はどういうものなのかについて、多くの人たちの知恵を集めて検討することが必要です。

2, 入所者の意向確認の取り組み

神奈川県においては、障害者施策審議会のもとに『津久井やまゆり園再生基本構想策定に関する部会』（以後、部会という）を設置し、3月には意思を聴き取るチームの進め方について、4月には地域生活移行に向けたシステムについて、議論がすすめられています。

部会では、意思決定支援については、国が示している『意思決定支援ガイドライン』にそってすすめるとしており、その具体的な進め方が検討されています。

そもそも、家での暮らしが難しくなり、施設に入所している人の多くは、家での暮らしと入所施設での暮らししか経験がありません。入所者の方々に、家以外で暮らせる方法があることを時間をかけて伝えること、必要ならグループホームや通所の体験をしながら、一人一人の意向に添う場を見つける取り組みをすすめる必要があります。

入所者にわかるように説明をおこない、見学や体験入居等の具体的な取り組みを積み重ねながら、その時に見せる表情や、会話などから、その人がどのような生活をのぞんでいくかを読み取っていく取り組みには、場合によっては数年かかることもあります。

行政の流れにあわせた進め方ではなく、入所者の状況にあわせた、ていねいなすすめ方に取りくんでほしいと思います。

3, 地域支援の整備と充実をはかる

入所施設から地域生活への移行をすすめるためには、地域の受け皿となるグループホーム、日中活動、ヘルパー派遣事業など、地域にある資源の充実をはかるための施策が必要となります。

障害の重い人、支援のむずかしい人たちが地域の中で安定して暮らせるようにするために地域を整えることは、やまゆり園の再建と切り離すことのできない課題です。

地域支援の充実をはかるためには、①グループホームや日中活動の場の数を増やすこと、②支援の質を上げること、③複数の事業所が連携して機能できるしくみを充実させることの3点が欠かせないと考えます。

①グループホームや通所先の不足や重度訪問介護のヘルパー派遣をおこなう事業所の不足は、重い障害のある人たちの日常生活を支える支援者の確保をより一層、困難なものにしています。障害のある人のニーズにあわせて支援者を確保できるようにするためには、量、質の充実をはかる取り組みが必要となります。

②支援の質を上げるためには、法人を超えて共通の研修をおこない、支援者の学びの機会を増やすことが必要です。国の強度行動障害支援者養成研修が共通の支援の基盤となるように、多くの人が国研修を受けられるように機会を増やす取り組みが必要です。

また、強度行動障害支援者養成研修を受けてもすぐに現場で活かすことが難しいという

声も多くの支援者から聞かれます。行動障害の人たちなど支援のむずかしい人たちを受け入れるグループホームやヘルパー派遣事業所を増やすためには、支援がうまくいかない場合に、現場に出向いて事業所や支援者を支援するしくみ、コンサルテーションの取り組みが必要となります。

③地域にあるグループホームや日中活動、ヘルパー派遣事業所が連携して機能するためには、法人を超えた複数の事業所が支援について共通の認識を持って取り組むことが必要です。

今までは、共通の取り組みは同一法人でないと難しいとの考えが強く、支援の難しい人の支援に携わっている法人は全国的に見ても限られている状況です。法人を超えた取り組みをはじめなければ、地域で暮らせる状況を広げられない時期にさしかかっていることを共有していかなければならないと思います。

また、地域にあるグループホームや日中活動、ヘルパー派遣事業所が連携して機能するためには、地域にある相談支援事業所が重要です。しかし、相談支援事業所は数も質も不十分です。特に相談支援事業所が「要」として機能するためには、相談支援体制の質を強化することが必要です。

4. 「ともに生きる社会かながわ」憲章実現のために

「ともに生きる社会かながわ」憲章を出した神奈川県は、現在の神奈川県がともに生きられる状況ではないという意見を真摯に受け止め、ともに生きる神奈川県の実現に向けて取り組むことが必要です。

県は、県立入所施設の目的を再検討し、必要な機能を果たせる施設をつくること。また、施設から地域生活への移行に取り組み、地域で暮らせるようにする道筋をつくる必要があります。

そのためには、再建する建物は、単なる入所施設ということではなく、入所施設の規模を小さくして分散をはかること。その上で、段階的、継続的に地域生活移行をすすめる、入所者数を減らすこと。将来的に地域生活移行が進み、入所施設の規模をさらに小さくできる状況になった時には、短期入所や課題を明確にした有期限のミドルステイにしていくことなど、地域での生活を支えることを重視した地域生活支援拠点の役割を果たせるものにする必要があります。